

京都デジタル疎水ネットワークに係る教育系仮想サーバ基盤機器賃借及び運用保守に係る入札説明書等に関する質疑応答

連番	ページ	項目	質問内容	回答内容
1	入札説明書	7 入札手続等 (8)入札書に記載する金額	入札書に記載する金額は導入委託料、機器賃借料、運用保守委託料を含む契約希望金額総額を税別表記で記載するという認識でよいか。	その様にご理解願います。
2	契約書	第15条	賃貸借期間における初月(令和3年3月)と最終月(令和8年3月)については、それぞれ日割り計算が発生し、初月は15日間分、最終月は16日間分の賃借料を請求させていただくという認識でよいか。	その様にご理解願います。
3	契約書	第22条	・賃借物件の抹消措置を完了したときは、内容を記載した報告書を提出することとなっているが、報告書様式は消去した会社の任意様式でよいか。	様式は任意で構いませんが、報告書の提出者は本業務に係る契約の相手方となります。
4	契約書	第22条	・契約書第22条2項を履行するに際し、府職員の確認を受けるために、職員の立ち合いに相当の時間を要すると考えられるが、府からはどの程度の協力を得られるのか。	立ち合いなどの作業状況確認、報告書の確認等、問題なく抹消措置が実施されたかどうか確認するために、必要となる範囲の対応を実施します。
5	契約書	第22条	・契約書第22条をすべて履行するには相当金額の費用がかかると考えられるが、本条件でよいか。	契約条件となっていますので、履行に係る費用の多寡に関わらず、今回調達の業務に含まれるものとご理解ください。
6	契約書	第22条	・第22条3項にある「直ちに抹消措置実施した日時～報告書を提出しなければならぬ」とあるが、どの程度の日程を想定されているか。	業務完了後、早急に提出いただきたいと考えておりますが、報告書の提出期限までの日数等については、特に具体的な日数は想定しておりません。
7	契約書	第22条	・今後の京都府の入札においては、この第22条は当然に付与される条項となるか。	今後の入札に本条項が付与されるかどうかは、本業務に係る質疑の範囲を超えるため、回答できませんが、本条項については、廃棄された記憶装置からの行政情報が漏えいした事件を受けて、京都府情報セキュリティ対策基準に基づき、対応をお願いするものとなります。
8	契約書	第22条	・上記に関して、物件の撤去やデータ消去作業は第三者に業務委託することは可能であると考えてよいか。	契約書に定める条件を満たすのであれば、その理解で差し支えありません。
9	契約書	第22条	・貴府が指定するソフトウェアに関する所有権を無償で譲渡するものがあるが、これはソフトウェアの使用権からリース会社が離脱するという認識でよいか。	本条項については、購入後は、期間の定めなく利用が可能である市販ソフトウェア等について、リース期間終了後も継続して利用したい場合に、所有権を府に譲渡するよう、対応することを定めたものであり、ソフトウェアの使用権等について定めたものではありません。

10	契約書	第22条	<p>・契約書第22条について、サーバ等については、全てのハードディスクについて、物理的破壊等の実施の前後の写真を撮影の上、報告する必要があるか。</p>	<p>画像については、各機器ごとの最低1枚ずつの報告で可とします。</p>
11	契約書		<p>・当該機器に付保する動産総合保険は、地震、津波、噴火等の天災は保険事故の対象外とし、物件の時価を保険対象額とする、一般的な動産総合保険という認識でよいか。 またソフトウェアに対しては、動産総合保険は付保しないという認識でよいか。</p>	<p>動産総合保険については、本契約上、加入義務の有無含めて、特段の定めはありませんので、受託者において、適宜必要な対応を実施ください。</p>
12	契約書		<p>賃貸物件に動産総合保険付保の必要はあるか。</p>	<p>動産総合保険については、本契約上、加入義務の有無含めて、特段の定めはありませんので、受託者において、適宜必要な対応を実施ください。</p>